

新市建設計画

郡上市

目 次（案）

第1章 はじめに…

- 1－1 合併の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 1－2 計画策定の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章 新市の概況

- 2－1 位置、地勢および面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2－2 人口および世帯数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第3章 主要指標の見通し

- 3－1 人口の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 3－2 世帯数の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 3－3 就業人口の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第4章 新市の将来ビジョン

- 4－1 まちづくりの主要課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 4－2 新市の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 4－3 まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
- 4－4 新市建設計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 4－5 新市の都市構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第5章 新市の主要施策

- 5－1 自然と共生した地域連携が盛んなまちづくり・・・・・・・・・・・・・34
- 5－2 地域資源を生かした活力あふれるまちづくり・・・・・・・・・・・・・35
- 5－3 支え合い助け合う健康・安心に暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・37
- 5－4 豊かな心と香り高い文化を育むひと・まちづくり・・・・・・・・・・・・・38
- 5－5 安全・快適で美しく住みよいまちづくり・・・・・・・・・・・・・39
- 5－6 健全で効率的な協働のまちづくり・・・・・・・・・・・・・41

第6章 新市における県事業

- 新市における県事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第7章 公共的施設の適正配置と整備

- 公共的施設の適正配置と整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

第8章 財政計画

- 財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48



新市建設計画

第1章 はじめに…



第1章 はじめに…

1-1 合併の必要性

清らかな川が流れ、山林の豊かな緑に囲まれた郡上郡7町村（八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村）は、日本そして岐阜県のほぼ中央に位置しています。郡上郡の面積は1,030.79 km²で、その約90%は森林で覆われ、可住地は約9.4%で、典型的な山村型の土地利用条件となっています。

歴史的には、西暦855年（斉衡2年）武儀郡から分置されて郡上郡となり、以来、明治の廃藩を経て今日に至る歴史を有する郡上郡7町村は、昭和47年に設立された「郡上広域行政事務組合」において、各般に渡る広域行政事務処理を行ってきましたが、圏域の一体的な発展、効率的な行政に向け、平成12年4月に「郡上広域連合」を発足させ、さらなる圏域づくりを推進してきています。また、交通面においては、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、国道156号、国道256号、国道472号など、郡上郡7町村を連絡する道路が整備、または計画され、共通の生活・経済圏を形成しているとともに、中部圏に加えて関西圏、北陸圏とも短時間で連結される位置にあり郡上地域をますます重要なものとしています。

こうした現状を見据え、豊かな自然や広域道路網などの地域資源と既存産業の連携等を図り、地域産業の振興、行財政基盤の強化、および政策遂行における意志決定の迅速化などにより、自立型社会の創造を目指して、郡上郡7町村が一体となったまちづくりに取り組むことが求められています。

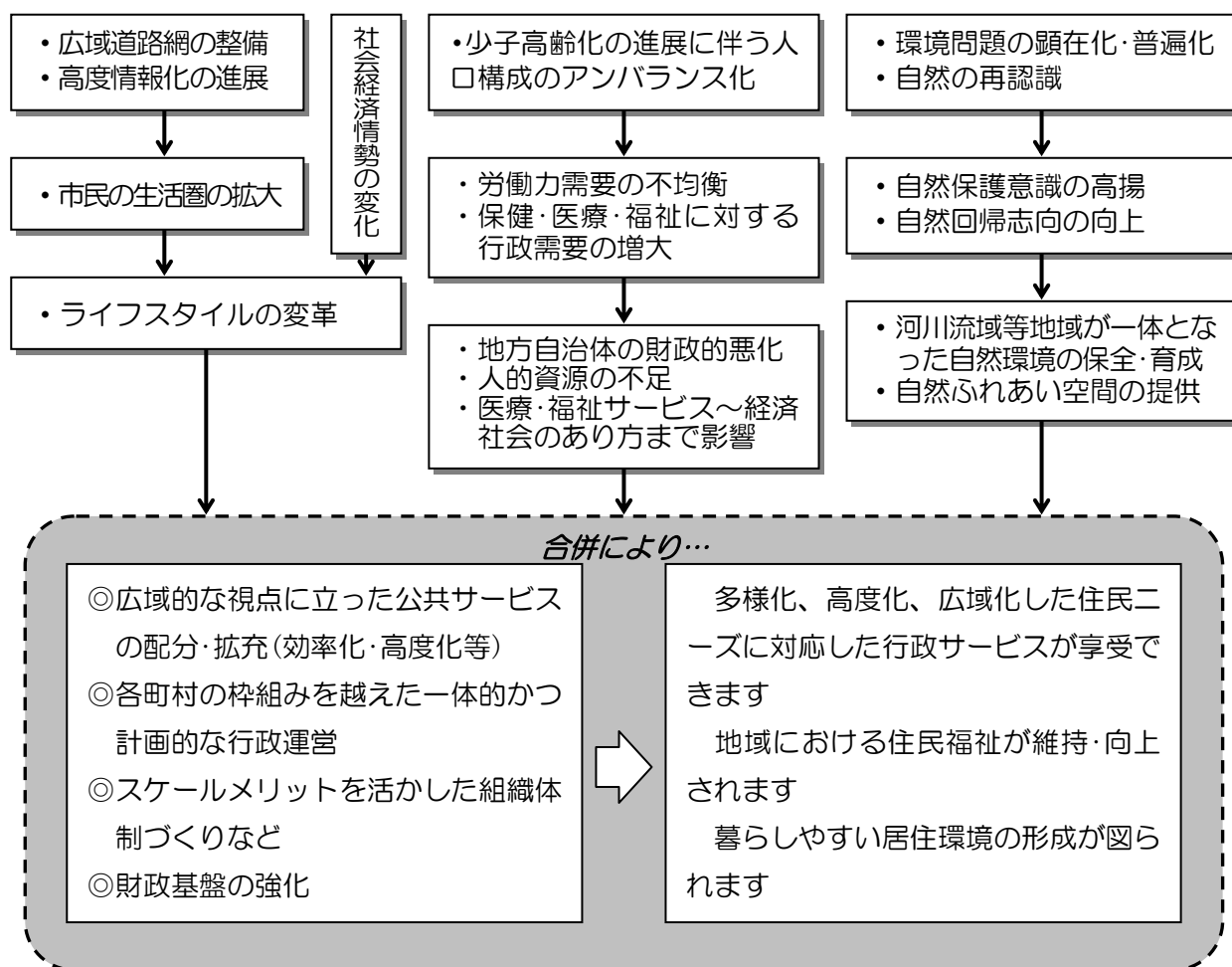
1)暮らしやすい地域づくり ～多様化・高度化・広域化した住民ニーズへの対応～

広域道路網の整備や高度情報化の進展などにより、住民の生活圏は拡大し、生活スタイルも変革してきており、個別の町村の枠組みを越えた行政運営の実現が求められています。

少子・高齢化の進展により、人口構成のバランスが大きく変化してきており、労働力需給の不均衡をはじめ、医療福祉サービスのあり方、経済社会のあり方にまで影響を及ぼすとされ、各町村における財政的な負担や高齢者を支える人的資源の確保が懸念されています。

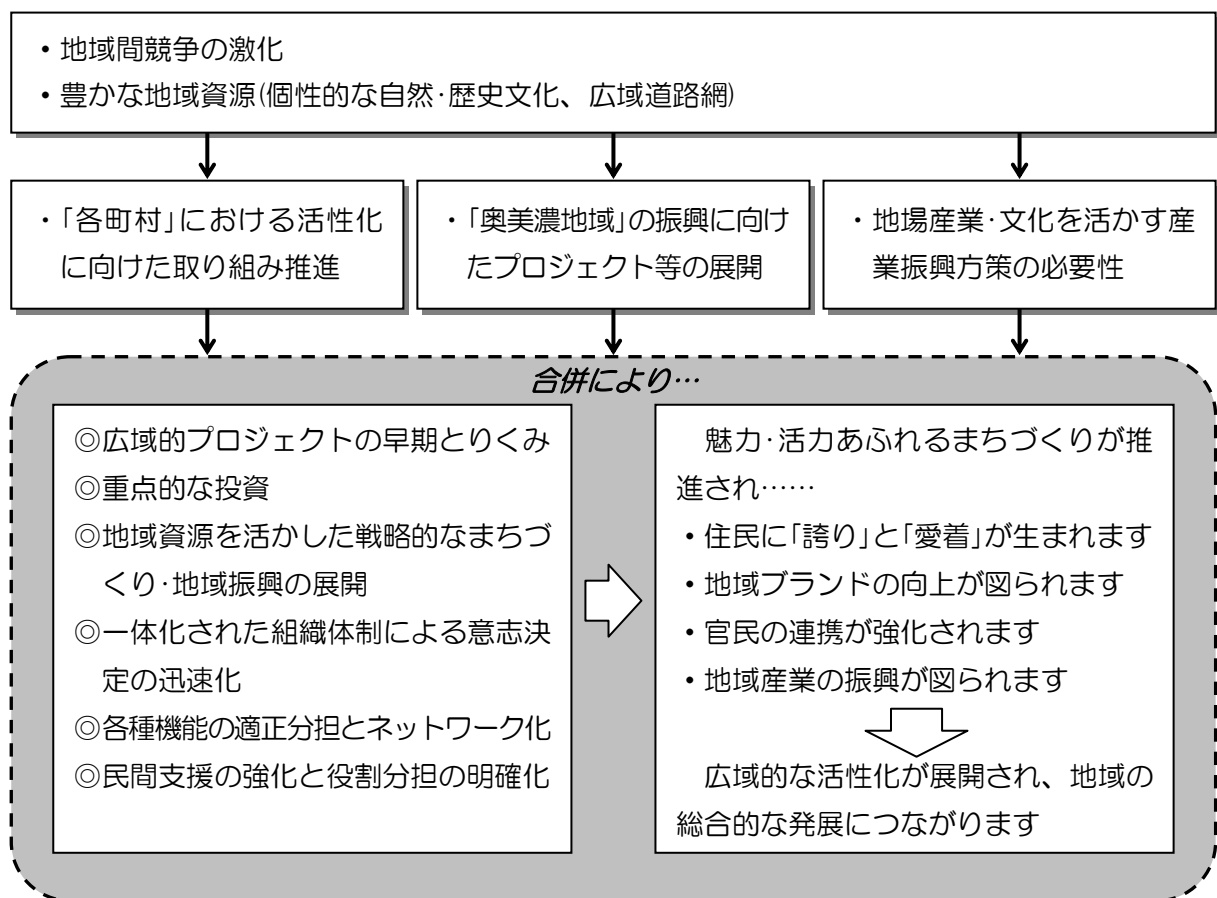
環境問題の顕在化・普遍化及び自然の再認識により、自然に対する保護意識、回帰志向は高まり、河川流域や連山域が一体となった自然環境の保護や自然ふれあい空間の提供が望まれています。

このため、地理的な面、住民生活の面から密接な関係にある郡上郡7町村においては、一体的・計画的な行政を推進し、住民需要に対応した広域的かつ効率的なまちづくりを進めるなど、合併によるスケールメリットを活かしながら、住民に身近な行政サービスの充実を図っていく必要があります。



2)元気で活力ある地域づくり ～魅力的な地域ブランドの育成～

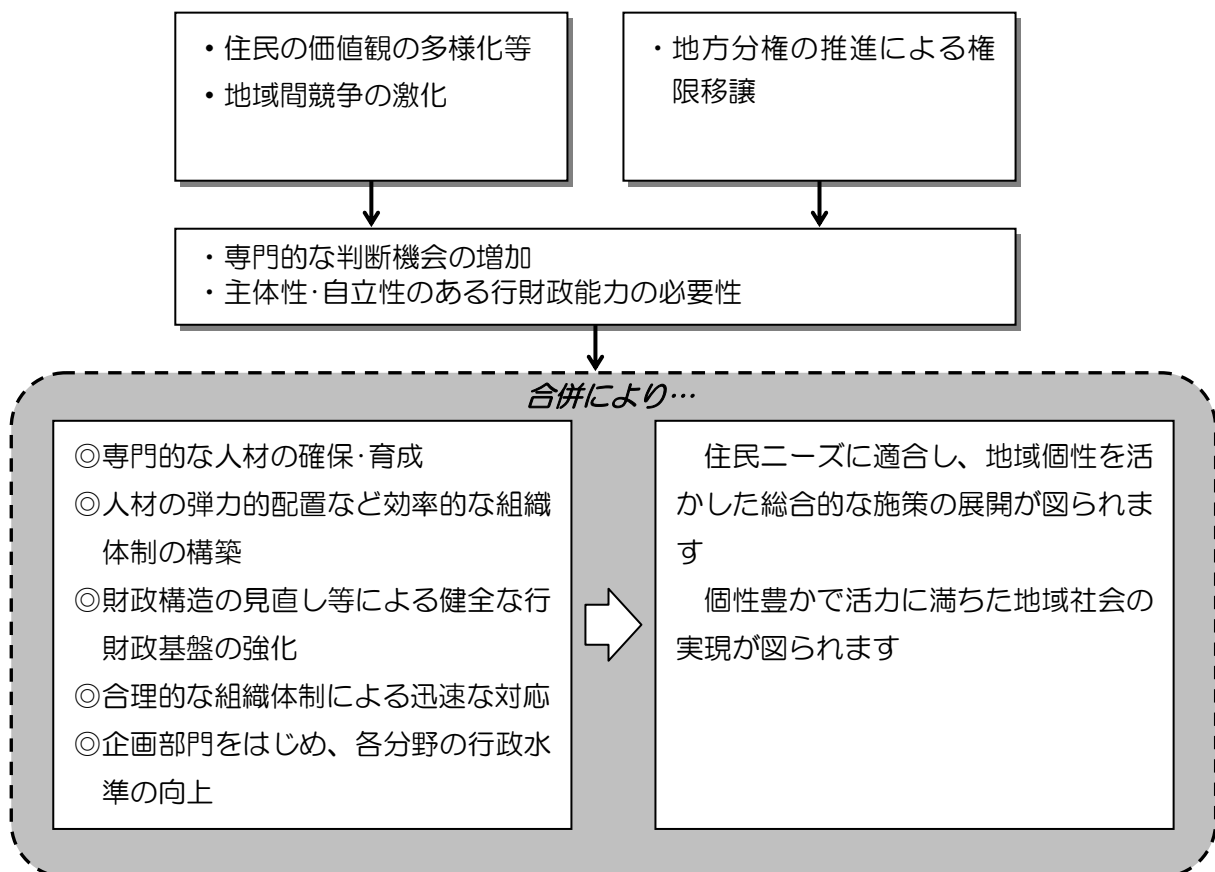
郡上郡7町村においては、これまでそれぞれの町村、それぞれの地域において活性化に向けた様々な取り組みを行ってきています。今後はより広域的な視点に立ち、地域資源を活かした戦略的なまちづくりや地域振興を展開するなど、投資面やエリア面において現在の町村の枠を越える広域的なプロジェクトなど重点的な投資が可能となり、一体化組織体制による迅速な対応が可能となる合併により、地域全体のイメージアップ、地域全体の広域的な活性化へと展開していく必要があります。



3)行財政能力の向上による総合的施策の展開

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性を高め、個性豊かな地域づくりの実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確化し、住民に最も近い立場にある地方公共団体が各種の処理を行うことが基本となります。住民の価値観の多様化が進み、地域間の競争が激化している現代において、社会経済情勢の変化や住民の福祉向上に対応できる自立した自治体の役割が高まっています。

このため、今後の地方分権の進展に備え、地域住民から求められる様々な行政需要に対応できる政策立案能力や事業遂行能力の向上がますます重要となり、そのための人員の確保や専門的人材の育成といった組織体制の充実、および健全かつ自主性のある行財政基盤の強化が必要となってきました。



1-2 計画策定の方針

本計画の策定に当たっては、将来を見据えた長期的視点に立ち、郡上郡7町村のこれまでの基本構想を始め、国、県及び地域の上位計画との整合性を図りながら、住民意識調査を参考とし、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進するうえでの指針を示すものとし、おおむね次のような策定方針で臨むものとします。

1)計画の趣旨

本計画は、八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村の合併後に新市を建設していくための基本方針、および基本方針に基づく総合的な主要施策を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、郡上郡7町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民の福祉の向上を図ろうとするものです。

2)計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針（将来ビジョン）、基本方針を実現していくための新市の主要施策、公共的施設の適正配置と整備および財政計画を中心として構成します。

3)計画の期間

本計画の期間は、平成16年度から平成30年度までの15カ年の計画とします。

4)その他

本計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視点に立つものとします。

また、新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにするものとします。



新市建設計画

第2章 新市の概況



第2章 新市の概況

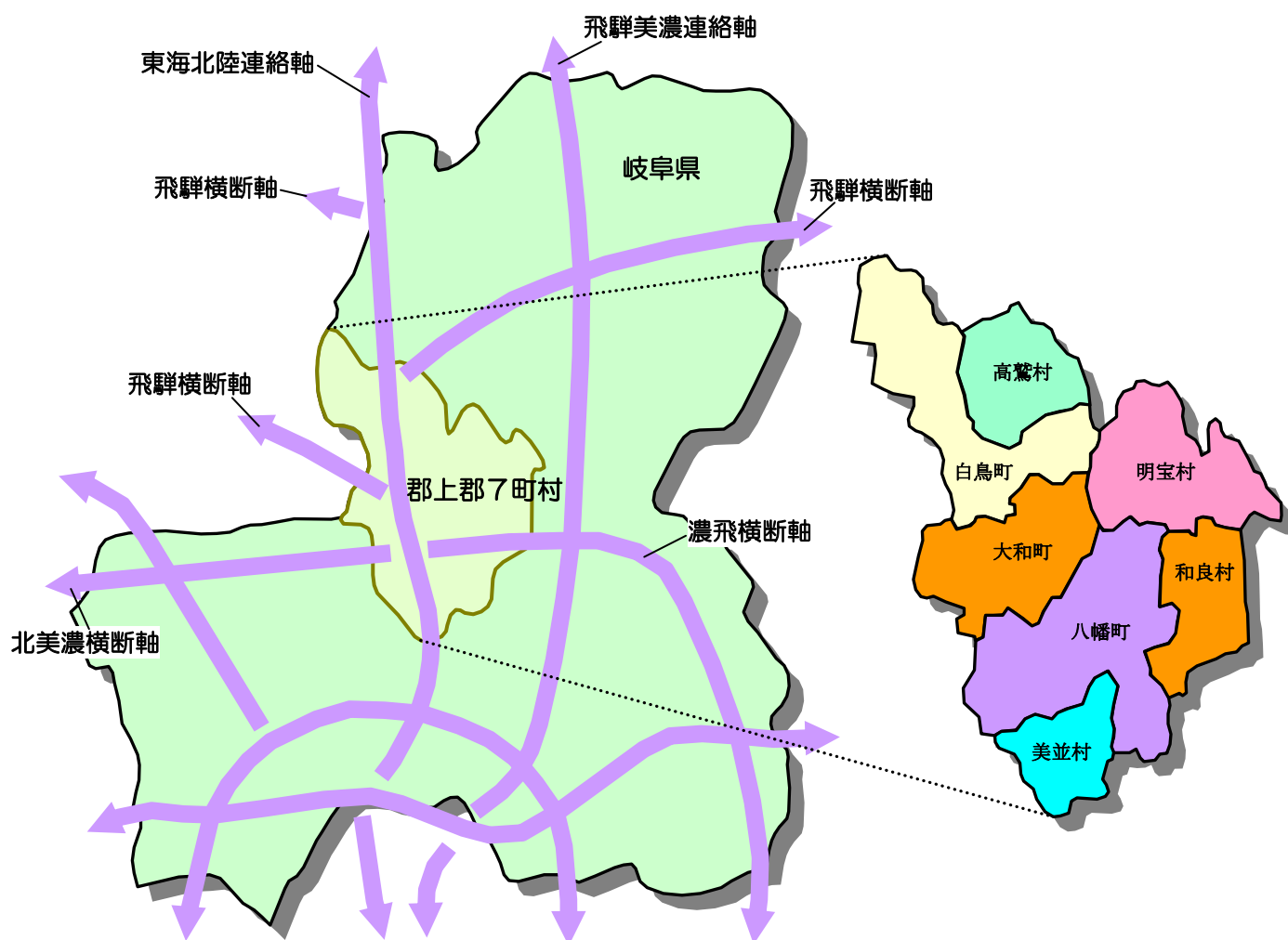
2-1 位置、地勢および面積

郡上郡7町村は、岐阜県のほぼ中央部に位置し、東部は金山町および馬瀬村に接し、北部は清見村および荘川村に、西部は板取村、洞戸村、福井県大野市および和泉村に、南部は美濃市、武儀町および上之保村に接しています。

また、郡上郡7町村の地勢は、最低海拔地の美並村木尾が110m、最高海拔地の白鳥町銚子ヶ峰が1,810mと高低差が大きく、長良川の源流部にあたる高鷲村の大日山麓一帯にはひるがの高原・上野高原が、明宝村水沢上一帯にはめいほう高原が広がっており、雄大な自然に囲まれたロケーションとなっています。さらに、長良川をはじめとして和良川、石徹白川など一級河川が24本あり、山林の高い水源かん養能力によって、美しく豊かな水に恵まれています。

郡上郡7町村の面積は、八幡町 242.31km²、大和町 152.48km²、白鳥町 197.43km²、高鷲村 103.71km²、美並村 79.81km²、明宝村 154.86km²、和良村 100.19km²で、全体で1,030.79km²であり、岐阜県の面積の約10%となっています。

図 郡上郡7町村の位置など

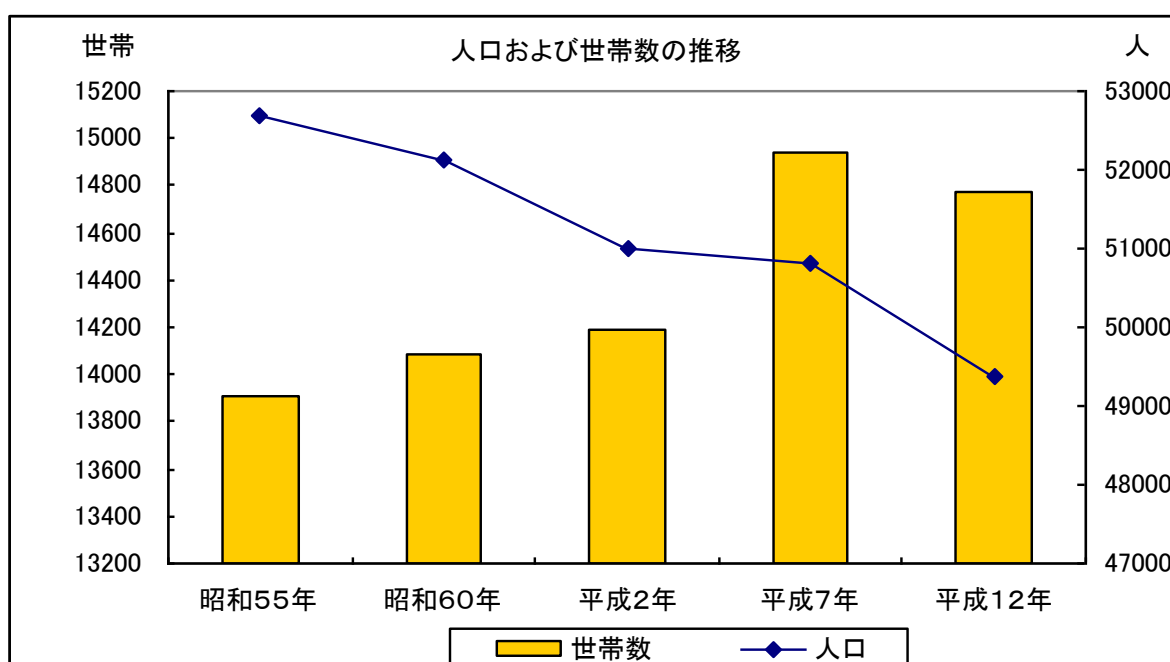


2-2 人口および世帯数

1)人口および世帯数の推移

郡上郡7町村の総人口は、平成12年の国勢調査によると49,377人であり、昭和55年の人口(52,690人)と比較すると、20年間で約3,300人(約6.3%)減少しており、平成7年からの5年間では約1,400人(約2.8%)の減少がみられます。

世帯数は、平成12年の国勢調査で14,773世帯となっており、人口とは逆に増加傾向にあります。1世帯当たりの人員は、平成12年で約3.34人/世帯となっており、昭和55年の3.79人/世帯と比較して年々減少傾向にあり、着実に核家族化が進行していることがうかがえます。

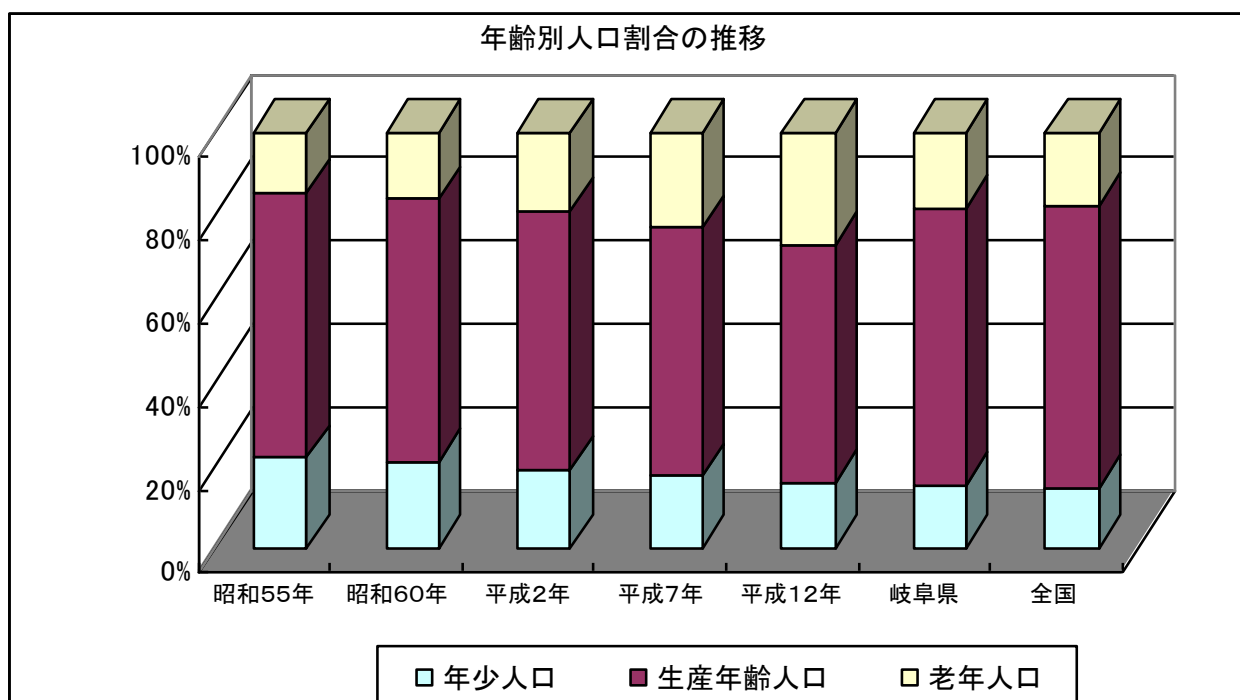


■人口及び世帯数の推移

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
人 口	52,690	52,125	50,986	50,809	49,377
世帯数	13,908	14,081	14,191	14,944	14,773

2) 年齢別人口の状況

平成12年の国勢調査によると、郡上郡7町村の年齢別人口は、年少人口（14歳以下人口）が7,808人（15.8%）、生産年齢人口（15歳以上64歳以下人口）が28,154人（57.0%）、老年人口（65歳以上人口）が13,415人（27.2%）となっており、全国平均や岐阜県平均と比較して、老年人口割合が非常に高くなっており、経年的な変化をみると、着実に少子・高齢化が進行していることがわかります。



■ 年齢(3区分)別人口の推移

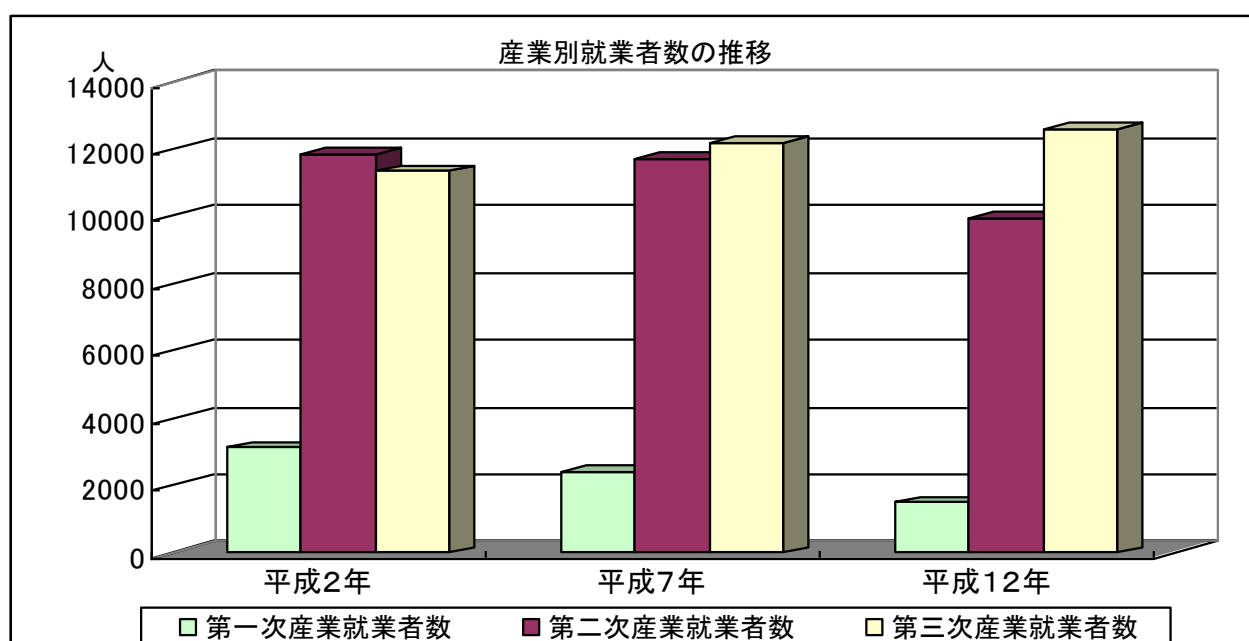
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	岐阜県
年少人口	11,448	10,747	9,672	8,795	7,808	322,769
生産年齢人口	33,637	33,018	31,699	30,334	28,154	1,401,064
老年人口	7,605	8,360	9,614	11,680	13,415	383,168

(年齢不詳を除く)

3) 就業者人口の状況

平成12年の国勢調査によると、郡上郡7町村の総就業者数は24,086人であり、これは総人口の約48.8%に該当します。

産業別には、第一次産業就業者数が1,495人（6.2%）、第二次産業就業者数が9,963人（41.4%）、第三次産業就業者数が12,624人（52.4%）となっています。経年的には、第三次産業就業者数が増加しているのに対し、第一次産業就業者数は平成2年から平成12年にかけて半減しており、また第二次産業就業者数も平成7年から平成12年にかけて急激な減少を示しております。



■ 産業就業者別人口の推移

	平成2年	平成7年	平成12年
第一次産業就業者数	3,126	2,421	1,495
第二次産業就業者数	11,885	11,752	9,963
第三次産業就業者数	11,350	12,209	12,624



新市建設計画

第3章 主要指標の見通し

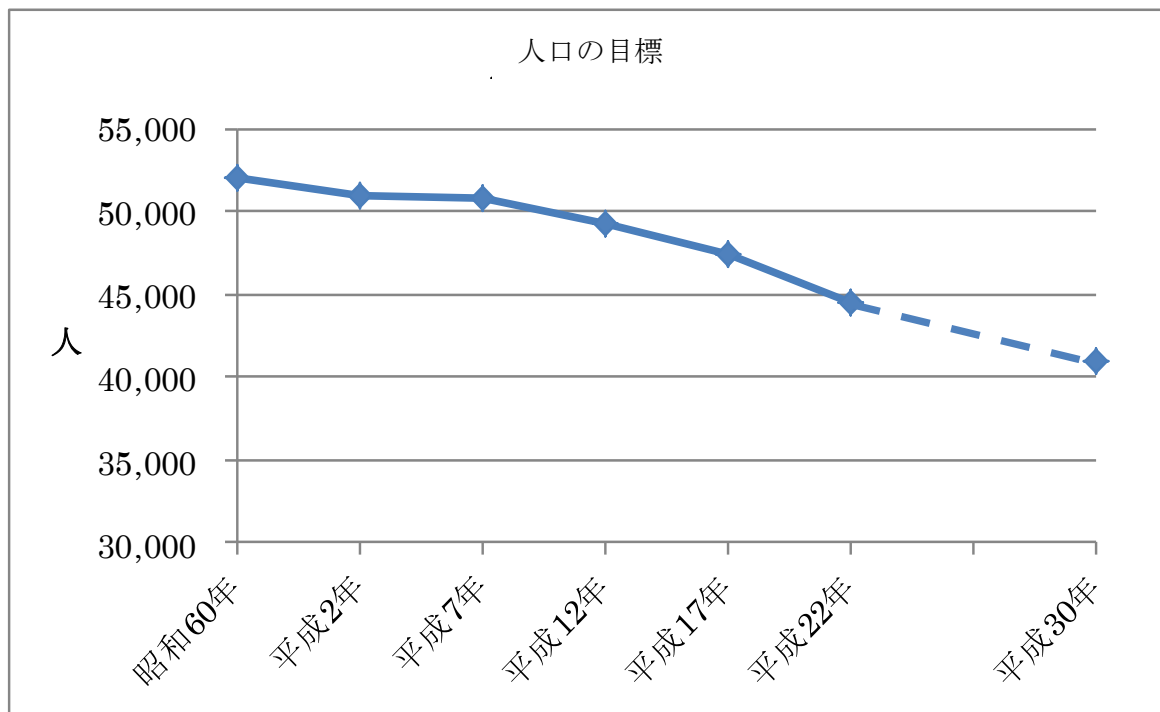


第3章 主要指標の見通し

3-1 人口の見通し

ここでは15年後(平成30年)の目標人口を整理します。今後の新市の目標人口について、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口」を基に推計すると、少子高齢化の進行や若年層の域外への流出などにより、平成30年において、40,000人に減少すると予測されます。

しかし、新市の誕生を契機として、定住人口の増加に向けた「各種産業振興による雇用の場・機会の創出」、「子育て支援策の充実」、「情報化施設・幹線道路など都市基盤の充実」および「生活環境の向上」など様々な分野からの積極的な施策の実施等による若年層を中心とした定住を促進することにより、平成30年における人口は 41,000人 を目標とします。



I. 人口 41,000 人(目標人口)とした場合の年齢(3区分)別人口の見通し

	平成 12 年		平成 30 年 (目標年次)	
年少人口 (0~14 歳人口)	7,808	(15.8%)	4,600	(11.2%)
生産年齢人口 (15~64 歳人口)	28,154	(57.0%)	21,000	(51.2%)
老年人口 (65 歳以上人口)	13,415	(27.2%)	15,400	(37.6%)
総人口	49,377	(100%)	41,000	(100%)

II. 人口 40,000 人(コーホート法推計人口)とした場合の年齢(3区分)別人口の見通し

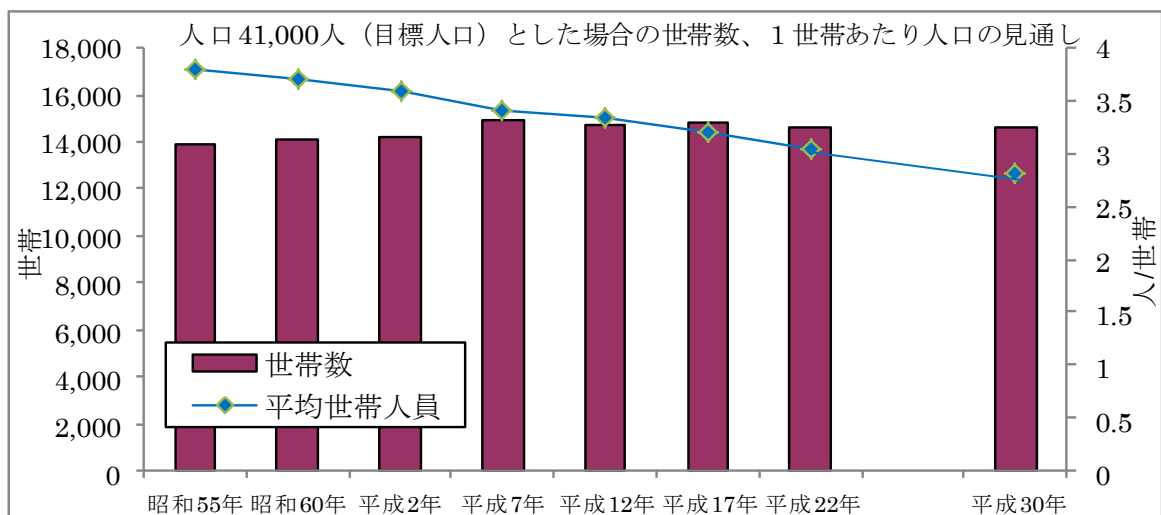
	平成 12 年		平成 30 年 (目標年次)	
年少人口 (0~14 歳人口)	7,808	(15.8%)	4,500	(11.2%)
生産年齢人口 (15~64 歳人口)	28,154	(57.0%)	20,500	(51.3%)
老年人口 (65 歳以上人口)	13,415	(27.2%)	15,000	(37.5%)
総人口	49,377	(100%)	40,000	(100%)

3-2 世帯数の見通し

ここでは、15年後(平成30年)の世帯数を整理します。

世帯数は、14,600世帯(人口41,000人(目標人口)とした場合)となることが予測されます。

1世帯あたり人口に関しては、平成12年以降の郡上市の実績値などより、2.81人/世帯と今後も核家族化が進むと見込まれますが、岐阜県全体と比較し、核家族化の進展は遅く進むと予測されます。



I. 人口41,000人(目標人口)とした場合の平均世帯人員(数)の見通し

	平成12年	平成30年
郡上市	3.34 (14,773)	2.81 (14,600)
岐阜県	3.10	2.68※

※岐阜県統計課 岐阜県の将来世帯推計 H24.8より推計

II. 人口40,000人(コホート法推計人口)とした場合の平均世帯人員(数)の見通し

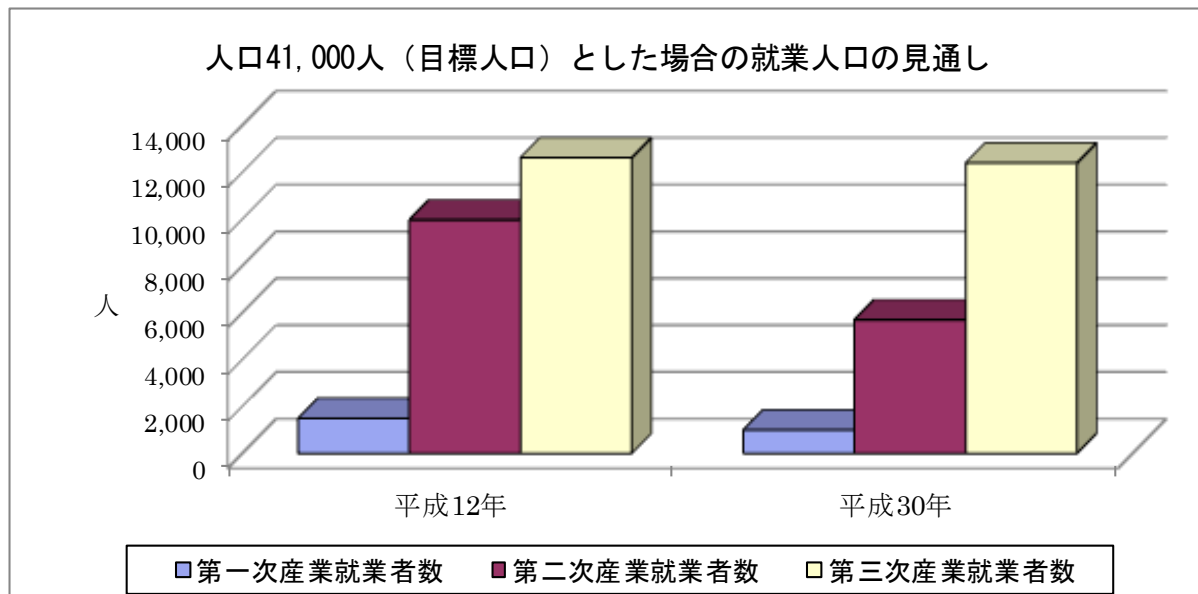
	平成12年	平成30年
郡上市	3.34 (14,773)	2.80 (14,300)
岐阜県	3.10	2.68※

※岐阜県統計課 岐阜県の将来世帯推計 H24.8より推計

3-3 就業人口の見通し

ここでは15年後(平成30年)の就業人口を整理します。

新市の就業人口(人口41,000人(目標人口)とした場合)は、平成30年において19,200人(就業率46.8%)と予測されます。第一次産業は1,000人で減少傾向、第二次産業は5,800人で減少傾向、第三次産業は12,400人で増加傾向となることが予測されます。



I. 人口41,000人(目標人口)とした場合の産業別就業人口の見通し

	平成12年	平成30年 (目標年次)
第1次産業	1,495 (6.2%)	1,000 (5.2%)
第2次産業	9,963 (41.4%)	5,800 (30.2%)
第3次産業	12,624 (52.4%)	12,400 (64.6%)
総就業者数	24,086 (100%)	19,200 (100%)
就業率	48.8%	46.8%

総就業者数には「分類不能の産業」を含む。

II. 人口40,000人(コーホート法推計人口)とした場合の産業別就業人口の見通し

	平成12年	平成30年 (目標年次)
第1次産業	1,495 (6.2%)	1,000 (5.3%)
第2次産業	9,963 (41.4%)	5,700 (30.3%)
第3次産業	12,624 (52.4%)	12,100 (64.5%)
総就業者数	24,086 (100%)	18,800 (100%)
就業率	48.8%	47.0%

総就業者数には「分類不能の産業」を含む。



新市建設計画

第4章 新市の将来ビジョン



第4章 新市の将来ビジョン

4-1 まちづくりの主要課題

住民からの意向、圏域内における現況からの課題、および全国的な社会経済情勢等をもとに、新市のまちづくりにおける主要課題を以下に整理します。

①少子・高齢化、人口減少への対応

全国的に少子高齢化の進展する中、新市においても同様な傾向が予測されます。平成12年国勢調査によると、圏域内の老年人口比率は約27%となっており、全国および岐阜県の平均と比較すると約10%高く、高齢化の傾向が顕著にあらわれています。また、人口は経年的に減少の傾向にあり、少子高齢化および人口減少への対応が求められています。

今後は、定住促進に向けた雇用の場の確保、子育て支援の充実、医療・保健サービスの強化、地域福祉の充実、バリアフリーの推進、生きがいづくりなど様々な角度からの対策が必要です。

②産業振興による雇用の場の確保

長引く経済低迷を打開し、経済全体の活性化を図るため、新規産業の創出、既存産業の競争促進および不振企業の経営再建など産業の改革が全国的に求められている中、新市においても、高速道路などの広域交流基盤、豊かな自然、個性的な文化・歴史などいくつものすぐれた地域資源を有効的に活かした地域産業の振興が求められています。

そのため今後は、既存の農・林・水産業、商業、工業の他、交流人口を活かした観光レクリエーション産業、異業種間の連携および情報網などを活かした新産業分野の開発・育成支援など様々な角度から地域産業の振興を図り、雇用の場・機会の確保に向けた取り組みが必要です。

③高度情報化への対応

インターネットなど高度情報化が飛躍的に発展しつつある現代社会において、市民の生活スタイルや経済社会の枠組みは大きく変化してきており、高度情報化への先進的な対応と情報システムのまちづくりへの積極的な活用が必要です。

今後は情報基盤整備のあり方について検討を進めるとともに、情報通信網を生かした保健・医療・福祉サービスの提供、災害時の緊急情報や道路交通情報など各種公的サービスの提供および定住化の促進に向けた雇用情報を提供するなど高度情報化を活かした様々な取り組みが必要です。

④環境問題、自然の再認識への対応

新市は、行政区域の面積の約90%を山林が占め、24本の一級河川が流れる自然豊かな環境を有しており、これらかけがえのない自然を後世まで残していく取り組みが求められています。また同時に、都会の人々を中心に自然回帰指向が高まる中、ひとと自然との共生および自然とのふれあいにむけた取り組みが求められています。

今後は、山林や河川の保全に努めるほか、ゴミの減量化・再資源化および廃棄物の適正な処理などによる循環型社会の形成にむけた取り組み、自然を活かしたレジャー・レクリエーションの場・機会の提供および自然と共生した住環境の整備など様々な角度からの対策が必要です。

⑤コミュニティの力、住民参加の必要性

現代社会においては、集落や市街地内など地域社会のコミュニティが希薄化してきています。また、合併により誕生する市域は広域なため、地域間の一層の連携や一体化が求められています。

一方、地方分権の推進により、地方自治体の高い行財政能力が求められる現代社会においては、住民参加・住民主体の様々なまちづくりの取り組みが求められています。

そのため今後は、福祉・医療サービスはもとより、まちづくり全般に関しリーダーとなる人員の確保・育成を図るとともに、ボランティア活動の促進、男女共同参画の推進など様々な取り組みが必要です。また、周辺住民などで一体的に取り組むイベントの開催、地域内における助け合い活動の充実などによるコミュニティの形成が必要です。

⑥広域交流・連携の必要性

全国各地において、それぞれが有する個性的な資源を活かしたまちづくりが進められ、地域間の競争が激化する現代において、人と人および地域と地域の交流・連携による地域の活性化、地域の振興が求められています。

そのため今後は、連携強化に向けた広域道路網・情報網の整備のほか、交流を生かした新産業の育成、広域的な交流の推進など様々な角度からの対策が必要です。

4-2 新市の将来像

【まちづくりのテーマ】

快適で活力あふれる“わ”の郷 郡上

★快適で……

- ◎豊かな自然と共生し、地域福祉の充実した暮らしやすい環境をつくれます
- ◎防犯・防災の充実とともに歴史・文化を活かした安らぎある環境をつくれます

★活力あふれる……

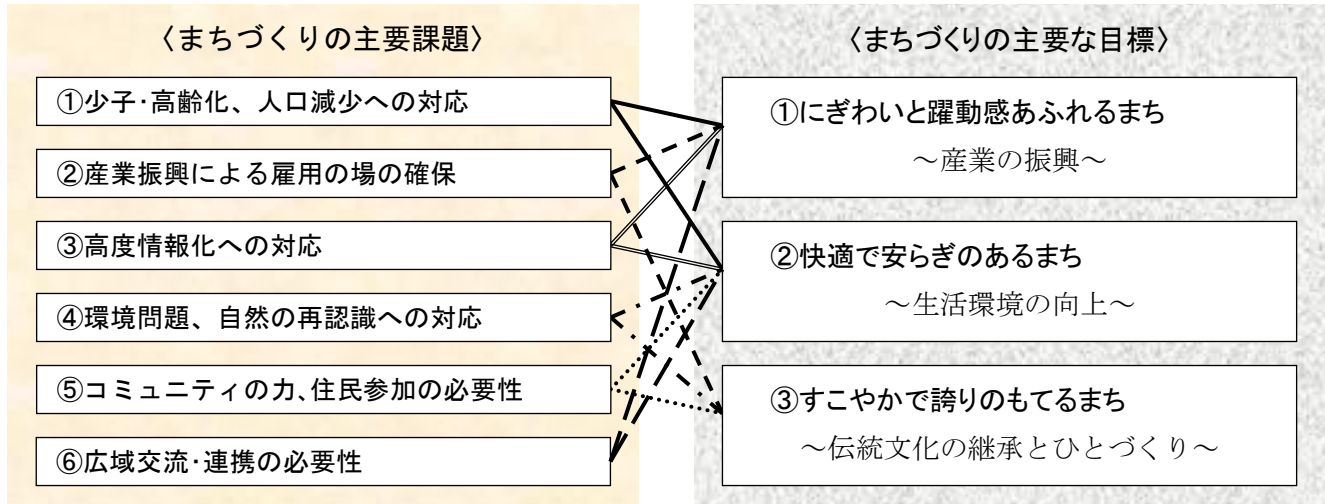
- ◎既存産業の充実に加え新規産業の創出を支援し、地場産業の振興に努めます
- ◎自然、歴史・文化など地域の魅力ある資源を活かした地域の活性化を図ります

★“わ”の郷^{さと} 郡上……

- ◎地域の連携やつながりを充実させ、一体的かつ均衡ある発展を目指します
- ◎情報網・道路網など地域間のネットワークづくりを推進します
- ◎伝統行事や市民イベントなど人と人の交流によるにぎわいを創出します
- ◎自然環境保全に向けた循環型社会の形成を推進します
- ◎これら“わ”の創出により、清らかで安らぎのある理想郷をつくれます

4-3 まちづくりの目標

テーマ（将来像）の実現に向けた『まちづくりの主要な目標』を以下に整理します。



①にぎわいと躍動感あふれるまち ～産業の振興～

新市の持つ豊かな自然環境、個性的な歴史・文化および広域的な道路網などを活かし、独自性があり魅力的な地場産業の振興に努め、雇用の場の確保による若者の定住化を進め、新市のにぎわいづくりおよび少子化対策を推進します。

《交流産業》

市内各地域の有する歴史・文化的な資源および河川や森林などの自然を活かし、ひと・もの・情報が交流・連携できる魅力的な場や機会の充実を図るとともに、広域的な連携強化によるネットワークづくりに努めます。また、市民においては地域に人を招き入れる‘もてなしの心’の向上を図り、年間を通じ、まちに“にぎわい”と“うるおい”を創出します。

《水と緑を活かす産業》

農林水産業などにおける地場産品の開発による安全・安心な“郡上ブランド”の育成と販売拠点の整備、情報ネットワークを活かしたPR活動の強化などによる販売網の強化・充実により、水と緑を活かす産業の振興を図ります。

《新規産業など》

豊かな自然環境を保全し後世に残していくため、環境への負荷の軽減に資する製品の製造およびサービスの提供など広範な分野にまたがる様々な環境産業を検討します。また、情報通信網を活かした新たな産業の創出や自然環境と共存した就労形態の創出など業態変革の支援を検討します。

《道路・情報網など都市基盤》

効率的な産業活動に必要な道路・水路および情報網など都市基盤の整備・充実を図り、市内のネットワークの構築を図るとともに、周辺都市との連携を充実し、地域経済の一体的な活性化を推進します。特に観光レクリエーションなど交流産業や農林漁業の振興に向け、安全で快適・円滑な産業基盤の整備を推進します。また、新たな産業の創出や新規企業の進出を見据え、その受け皿となる住宅や住宅地の確保に努めます。

②快適で安らぎのあるまち ～生活環境の向上～

新市が有する豊かな自然の中で、福祉、保健・医療の充実、都市基盤の整備、地域循環型社会の形成などを推進し、住んでいる人および訪れる人が、心を和ませ、ほっと落ち着く“美しく”“安らぎ”のあるまちづくりを進めます。

《自然環境など》

花木のみどり、清流の水、新鮮な空気など都市部にはない豊かな自然や地域固有の伝統的な歴史・文化などと共生した良好な居住環境づくりを進めます。

《福祉、保健・医療》

少子・高齢化の進む新市においては、個人、家庭、団体、行政などが一体となり、総合的な福祉体制の確立を図るとともに、保健・医療・福祉施設の整備充実および物的・精神的なバリアフリー化を推進し、地域福祉サービスの向上に努めます。

《安全生活》

自然災害や交通事故、犯罪等の未然防止に向けた様々な取り組みの推進と、災害発生時における迅速な救援体制の確立を図り、住民が安心して暮らすことの出来る生活環境の整備充実を図ります。

《循環型社会》

水や緑などの豊かな自然を後世に継承していくため、廃棄物の減量化・リサイクル化を目指した住民意識の高揚を図るとともに、適切な施設整備を推進します。

《道路・情報網など都市基盤》

生活に関する各種サービスを誰もがいつでも迅速に得られる情報システムの構築を図るとともに、市内の幹線道路及び周辺都市との広域的な連携道路の充実による“快適な”生活環境の形成を目指します。

③すこやかで誇りのもてるまち ～伝統文化の継承とひとづくり～

国際化や高度情報化など社会経済情勢の大きな転換期にある今日において、新たな時代をリード・創造していく“元気な”ひとづくりを進めます。また、地域の伝統的な歴史文化を後世に引き継ぐ“郷土愛にあふれる”ひと・まちづくりを進めます。

《ひとづくり・地域コミュニティ・住民主体のまちづくり》

福祉、文化、教育および環境など各種まちづくり活動などにおいて、リーダーとなり時代を牽引する人材や団体・組織を育成し、住民が主体となったまちづくりを推進するとともに、新たな地域産業の開拓者となる人材の育成、現代人の自然回帰指向を活用した水と緑を活かす産業の担い手育成に努めます。

特に、地域づくりの推進基盤である地域コミュニティ活動を基礎にして、地域福祉や自然保護および環境美化のボランティアなど住民参加による自主的な地域づくりを推進します。

《伝統的文化・歴史》

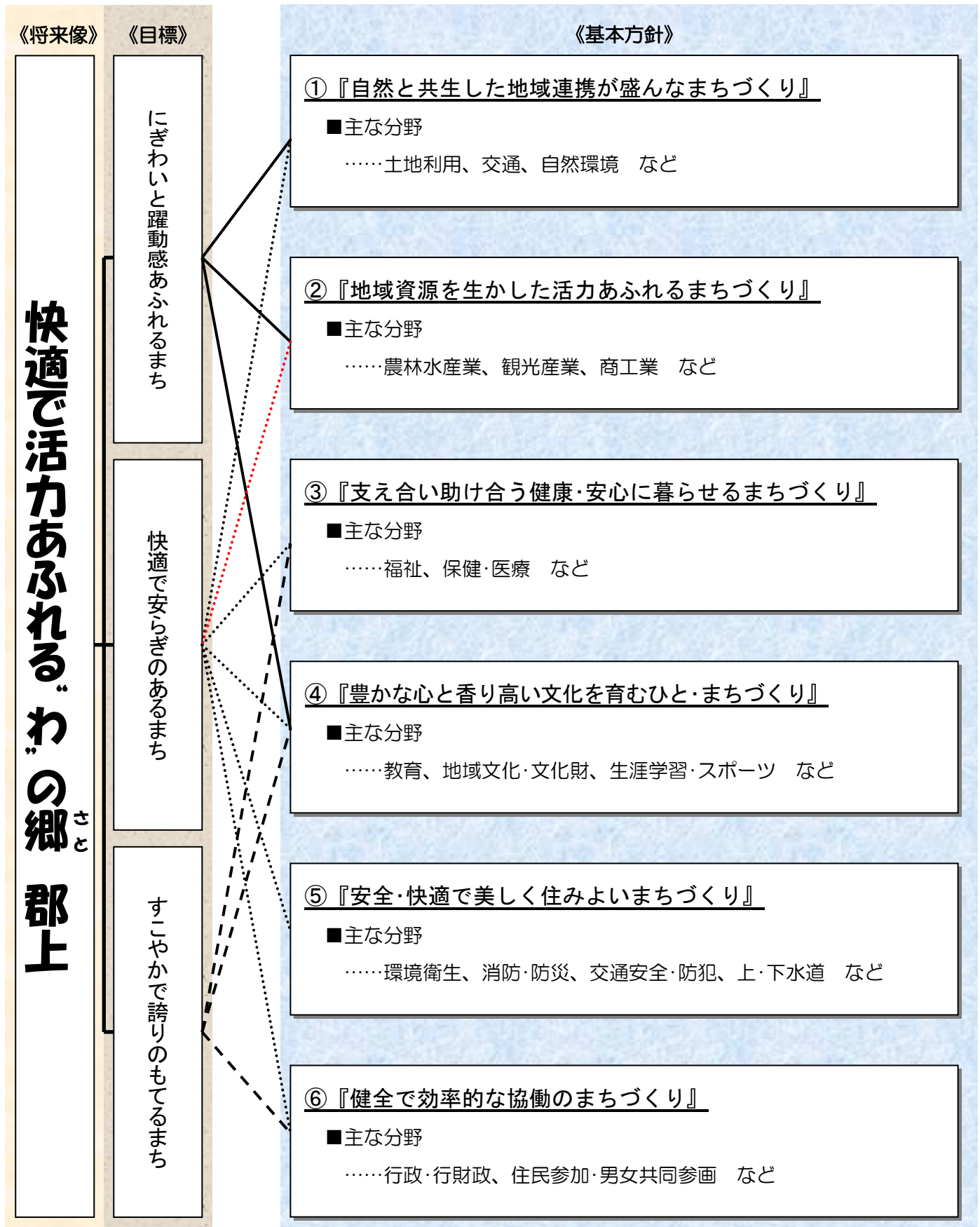
各地の伝統的な行事、郷土芸能、文化財など地域固有の文化の継承を図るとともに、地域内外との文化交流などを通じた情報発信によるにぎわいづくりを進めます。

《学校教育、生涯学習・スポーツ》

文化・スポーツ活動などを支援する施設・広場および小・中学生など若者の健全な育成を目指した教育施設などの充実により、住民の生きがいつくりと健全な青少年の育成に努めます。

4-4 新市建設計画の基本方針

《まちづくり体系図》



1)『自然と共生した地域連携が盛んなまちづくり』

自然環境の保全・再生が喫緊の課題となっている現代において、自然との調和を図りながら、社会経済情勢に適合した効率的かつ合理的な土地利用・交通体系が必要とされています。

市内の市街地および集落などについては、地域の自然・歴史・文化を生かした土地利用や景観整備が必要とされているほか、現代人の自然回帰志向や環境問題への関心および美化意識の向上を受け、自然とふれあえる空間(公園・緑地・河川など)の創出、自然共生型の地域づくりに努めるなど、山林や河川の保全、育成、回復を推進し、市民参加の環境保全運動等の充実により、美しく健全な自然環境を後世に引き継いでいきます。

また、高齢化の進む新市においては、都市的な機能や公的なサービスが集積したコンパクトな市街地づくりを推進するとともに、約 1,000km²の広大な市域の内外を連結し、ひと・もの・情報の活発な交流を誘導する道路交通網、輸送体制及び情報網の整備・充実を図ります。

《主要な取り組み》

自然と共生した地域連携が盛んなまちづくり

★自然環境の保全

山地や河川など新市の有する豊かな自然は、ソフト・ハード両面からの保全に努め、住民及び市を訪れた方が安らぎを感じる環境づくりを推進します。

★高度情報化への対応

産業や生活環境など全ての分野のまちづくりに活かされる地域情報化施設の整備などにより、市内外の情報ネットワークを構築し、地域の活力と賑わいを創出します。

★地域間交流の推進

ひと・もの・情報の交流には、情報ネットワークに加え、道路など交通ネットワークの形成が不可欠です。そのため、市内外および地域間を連携する道路、地域の交通拠点、および公共交通の充実などを図ります。

2)『地域資源を生かした活力あふれるまちづくり』

長期にわたる景気の低迷、グローバル化の進展等を背景に産業の再生・活性化を図ることが喫緊の課題となっており、新市においては、高速交通網や地域資源を生かした新たな産業の開発など産業の改革が必要となってきています。

全国的に産業全体の伸び悩みが続く中、全国に誇ることの出来る地域の歴史・文化・自然および特産品・ブランド、新サービスなどを活用した新たな交流産業の開発・育成を促進するとともに、市内各地に点在するそれらの資源のネットワーク化、四季を通じての観光体系の構築、イベントやPR活動の充実等を推進します。また、既存の農林水産業・商業・工業においては、人材の育成、生産基盤の整備、流通経路の拡大・充実、新技術・新商品の開発等を進めます。その他、情報基盤整備などを活かした新規産業の育成や新たな企業の誘致等を推進し、若者を中心とした雇用の場・機会の拡大を促進します。

《主要な取り組み》

地域資源を生かした活力あふれるまちづくり

★雇用の場・機会の創出

情報基盤の整備、交流施設・広場の整備・充実および工業団地の整備など新産業の創出に向けた支援や新たな企業の誘致活動などを推進し、雇用の場・機会の充実に努めます。

★地域ブランドの育成・振興

画一化したまちづくりの時代は終わり、これからは、地域相互の連携とともに、地域間の競争に打ち勝つ個性が必要な時代です。新市の全ての産業において、地域の資源を用いた「郡上」ブランドを育成し、それらを活かした地域振興に努めます。

★自然と共生した産業環境・居住環境の形成

農林水産業及び畜産業などの第1次産業は、水や緑など地域の豊かな自然を活かした産業であり、今後も永続的に自然の恵みを享受しながら、産業の振興を図っていく必要があるため、自然環境に配慮した自然共生型の生産基盤整備を推進します。

★交流による活力の創出

厳しい経済情勢の中にあって、観光業等を含むサービス産業は着実に伸長しています。今後は、地域独自の自然・歴史などを活かし、郡上にしかない、郡上に来ないと体験できない交流拠点の整備と拠点間の連携を図るとともに交流人口の増加を図ります。また同時に、積極的なPR活動を推進します。

■交流人口の目標（千人）

※「岐阜県観光レクリエーション動態調査」より推計

H9	H10	H11	H12	H13	H30
5,620	5,742	5,825	6,115	6,652	6,500

★再生可能エネルギーの活用

水や森林をはじめ、太陽光などを活用した循環型社会の形成に向けて、郡上の豊かな自然環境と地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用を推進します。

3)『支え合い助け合う健康・安心に暮らせるまちづくり』

新市における高齢化は全国平均を上回るスピードで進展しており、高齢社会に対応した福祉社会の充実が必要となってきています。

福祉に関しては、福祉サービス供給施設の効率的な配置・整備、公共的施設のバリアフリー化などハード的な整備を推進するほか、福祉サービスを支える人材・組織の育成、組織間のネットワーク化、福祉情報の提供、相談・指導体制の充実、扶助精神(意識)の高揚および各種援助制度を活かした経済的支援などソフト面からの支援を図り、個人・家庭・団体・行政などが一体となった地域ぐるみの取り組みを推進します。

保健・医療に関しては、福祉との連携強化を図るほか、健康管理体制・システムの構築など予防対策の充実、多様化する住民ニーズに対応できる一貫した保健・医療体制・サービスの構築、自己健康管理意識の高揚などを推進します。

《主要な取り組み》

支え合い助け合う健康・安心に暮らせるまちづくり

★生涯を通じた健康づくり

新市の医療の中核的な役割を担う郡上中央病院や住民が身近に利用できる地域医療施設の整備・充実を図るとともに、医療機関相互のネットワーク化を促進し、高齢化などに伴い多様化、複雑化する疾病に対応できる環境を形成します。また、住民の自己健康管理意識の高揚に努め、住民が生涯を通じ健康な日々を過ごすことが出来るまちづくりを行います。

★総合的な福祉の展開

高齢者や障がい者などに対応した保健・福祉施設や情報網の整備とともに、地域住民一人一人が相互に助け合う地域福祉の充実に努めます。また、福祉・保健・医療が連携し、ソフト・ハード両面から総合的なまちづくりを推進することにより、高齢者が生きがいを感じ、障がい者(児)が社会の一員として安心して活動できる良好な生活環境の形成に努めます。

★少子化への対応

人口の少子化・減少化が予測される新市においては、保育所・公園広場などの子育て支援施設等の充実、住民の需要に対応した保育サービス・支援体制の確立を図るなど、若者が定住し、安心して子育てができる良好な居住環境の形成に努めます。

4)『豊かな心と香り高い文化を育むひと・まちづくり』

次代を担う若者の人材育成においては、高度情報化、国際化、環境問題などこれからの社会情勢に対応した教育を推進することが重要です。また、住民の学習意欲の向上にあわせ、個人の自由な時間を有効に活用できる生涯学習・スポーツの普及も必要となってきました。

今後の学校教育においては、家庭・学校・地域の連携による教育体制・環境づくりとともに、学校間の連携・交流を進めます。また高等学校教育の充実や高等教育機関等の誘致を図ります。青少年の育成については、自主的な活動の促進と活動しやすい環境整備を進めます。生涯学習・スポーツについては、住民のライフスタイルや地域の環境に適合した機会・場及び体制の充実を図るとともに指導者や団体の育成支援とデータベース化および市民の学習意欲・関心の高揚を図ります。文化芸術活動や地域の文化財・史跡等については、保存・復元と伝承を推進し地域への愛着を深めます。また、生涯学習・スポーツ、青少年活動、文化芸術活動およびイベント活動などを通じて、地域コミュニティの形成を促進します。

《主要な取り組み》

豊かな心と香り高い文化を育むひと・まちづくり

★新市を担う人・コミュニティづくり支援

今後の社会情勢に適合した幼児、小・中学生などの教育・研修施設の整備・充実により、次代を担う青少年の健全な育成に努めます。また、生涯を通じ学習・スポーツに取り組む市民が増加している中、それらに対応した施設や機会の充実に努めるとともに、様々な地域活動の場・機会の充実による地域コミュニティの醸成支援、および新たな雇用の創出等も視野に入れた高等教育機関の整備を推進します。

★地域文化の継承と活用

資料館や展示館など施設の整備・充実を図るとともに、地域住民などが中心となった伝統行事や郷土芸能活動を支援し、市内各地に残る個性的な歴史や文化を次世代へ保全・継承します。またそれら郡上独自の文化を活かした地域間交流を促進し、地域のにぎわい・うるおいづくりを進めます。

5)『安全・快適で美しく住みよいまちづくり』

環境問題は拡大・深刻化してきており、自然に負担のかけない環境にやさしいまちづくりを推進することが必要となってきています。また凶悪化、低年齢化の進む犯罪、増加する高齢者の交通事故および様々な自然災害などへの対策を図り、安全・安心な住民生活の確保が必要となってきています。

廃棄物に関しては、減量化、資源化、リサイクル等による適正な処理を推進するとともに、市民および事業者等の環境衛生意識の高揚に努めます。上水道等に関しては、水道供給の拡充を推進し、下水道等に関しては、地域に適合した処理施設の整備・充実を図ります。消防・防災に関しては、消防団、自主防災組織など地域ぐるみの防災体制の整備・充実、防災教育などによる防災意識・安全思想などの高揚・普及に努めます。交通安全・防犯に関しては、未然防止に向けた施設・基盤の整備を推進するとともに、防災・防犯意識および安全思想等の高揚・普及に努めます。

また、優良宅地・住宅の計画的な確保、公営住宅の整備などによる定住化を促進します。

《主要な取り組み》

安全・快適で美しく住みよいまちづくり

★自然と調和した生活環境の整備

廃棄物の適正な処理を行うクリーンセンターやリサイクルセンター等の整備を推進するとともに、住民一人一人が環境衛生意識の啓発に努め、大量生産、大量消費の時代から、循環型社会への転換を図ります。

★市民の安全性の確保

山地や河川などの自然の保全を図るとともに、自然災害の防止に向けた治山・治水事業を推進します。また、防犯、交通安全などに向けた取り組みに加え、災害時における住民の安全性確保に向けた拠点施設、消防・防災設備などの整備充実に努めます。

★快適な生活の確保

住宅、公園、上・下水道、生活道路などの整備を推進し、安全で快適な住居環境を創出します。また同時に、地域コミュニティの向上とともに、景観など地域特性を活かしたまちづくりを進め、質の高い住環境の形成に努めます。

6)『健全で効率的な協働のまちづくり』

地方分権の進展により、中央から地方自治体への権限移譲が進み、自治体の自主的・効率的な行政運営能力が必要となってきています。そのため事務の適正化を推進するとともに、多様化・高度化する住民ニーズに対応した公的サービスの充実、合理的な組織体制の形成および行政運営能力のある人材の育成と適正配置を推進します。同時に、男女共同参画の推進などにより、女性の行政や地域組織への参加を促進します。

また、住民への情報公開とまちづくり・地域づくりへの積極的な住民参加を促進するとともに、住民・事業者・行政の役割分担の明確化、新市内における地域間の連携強化を促進します。なお、福祉、教育、防災など各種のまちづくりにおいては、地域住民の創意によるコミュニティ活動の充実やまちづくりのリーダーおよび住民組織の育成に努め、各地域内での問題解決を目指します。

行財政に関しては、重点的・効率的な配分による財政運営の健全化・適正化を図ります。

《主要な取り組み》

健全で効率的な協働のまちづくり

★質の高い行政サービスの提供

時代に適合した質の高い行政サービスの提供に向け、情報ネットワークの構築や事務処理システムの統合を図るなど施設や設備の充実に努めます。また同時に、適正な人員配置および組織体制の構築により効率的な行政運営に努めます。

★住民主体のまちづくり

個人情報の保護制度を確立するとともに、透明な行政を目指し、市民との情報の共有化を進めます。また、長期的には「住民主導型のまちづくり」を見据えた市民参加システムの構築を図ります。

4-5 新市の都市構造

新市の行政区域は 1,030.79km² と非常に大きく、そのうち約 90%が山林で可住地面積は 9.4%という状況にあり、農山村型の土地利用条件となっています。こうした地勢の本市においては、有効活用できる限られたエリア内に「住民サービス機能」などを適切に配置するとともに、それらを連携すること、および市域に広がる山林や文化・歴史的な資源をどのようにまちづくりに活用するか、都市の骨格や構造に関して考察することが重要です。「交流」を活かした新市の均衡ある発展、ゆとりある居住環境や豊かな自然を併せて享受できる市域の創出等に向け、以下の観点に配慮し都市構造を考察します。

■地域バランスに配慮した機能配置

新市内各地域が一体となり、均衡ある発展を目指し、地域間の格差がでないような各種機能配置や拠点づくりを推進します。住民が身近で手軽に、行政・保健・医療・福祉、教育および日常商業などのサービスを享受できる環境形成に努めます。

■地域間のネットワークの充実

新市の中心となる都心部(市街地ゾーン)と、地域の拠点(地域核ゾーン)の道路網の整備を図るなど市内ネットワークの充実を推進します。また同時に、地域核同士の連携も強化します。

■個性的な既存資源の保存と有効活用

(自然的資源)

総面積の約 90%を占める山林や長良川をはじめとした河川などの自然に関しては、新市の顔として保全を図るとともに、人々が自然とふれあい親しめる空間の形成に努めます。

(歴史・文化資源)

地域の活性化に向け、市内各地に点在する社寺や城などの歴史的資源、お祭りや伝統芸能などの文化的資源を「交流・ふれあい」のまちづくりへ積極的に活用します。

(社会基盤施設)

太平洋側と日本海側を結ぶ広域幹線である「東海北陸自動車道」などをまちづくりに積極的に活かし、都市部と本市(多自然居住地域)の広域的な交流・連携を推進します。

(1)ゾーン別のまちづくりの方向性

①地域核ゾーン

旧町村役場の周辺を核として、身近な行政サービスの充実を図り、行政と住民が協働となった地域づくりを進め、地域の均衡ある発展に努めます。また、地域核ゾーン相互および地域核ゾーンと市街地ゾーンの連携強化を図ります。

②市街地ゾーン

「太平洋・日本海広域基幹連携軸」上に位置する市街地部を主として市街地ゾーンとして捉え、商業をはじめとした各種産業の集積や行政機能の充実を図り、新市の都心部としてシンボル性の高い顔づくりを進めます。

③田園居住ゾーン

河川沿いの平坦部を中心に田園居住ゾーンを位置づけ、優良農地の保全に努めます。生産性の向上に向けた基盤整備を推進するとともに、土地の流動化、集約化、高度利用化を促進します。また同時に、農業の体験学習やグリーンツーリズムの場として農地の活用を推進します。集落については、自然環境と調和した居住環境を保全するとともに、道路や排水施設等の基盤整備を推進します。

④自然保全・体験ゾーン

◎長良川親水ゾーン

新市のシンボルの一つである“清流・長良川”については、河川が持つ自然の美しさや清らかさ等の環境・景観の保全に努めます。また同時に、人々が川と親しみ、ふれあえる空間を創出し、自然の中で楽しむとともに、自然の必要性について学ぶ場を提供します。

◎森林ふれあいゾーン

林業生産基盤の整備を図るとともに、適正な保育管理体制のもと、環境・景観・生態系の維持・保全を推進します。また活用においては、自然生態系、地域振興、住民福祉及び周辺の土地利用等に配慮した上で総合的かつ計画的な調整を行い、保養・観光・レクリエーション・学習等、自然との「ふれあいの場」としての活用を図ります。

(2)軸整備の方向性

①太平洋・日本海広域基幹連携軸

新市と太平洋側および日本海側に位置する都市とを連携する広域的な基幹軸として位置づけます。東海北陸自動車道や国道 156 号などの道路網、および情報網の強化に努め、住民の日常生活における交通便利性の強化、各種情報の高速化を図るとともに、都市市民が新市の有する個性的な自然や歴史文化と交流・ふれあいができる環境づくりを推進します。また同時に、長良川流域のネットワークを強化し、河川の自然環境の保全に努めます。

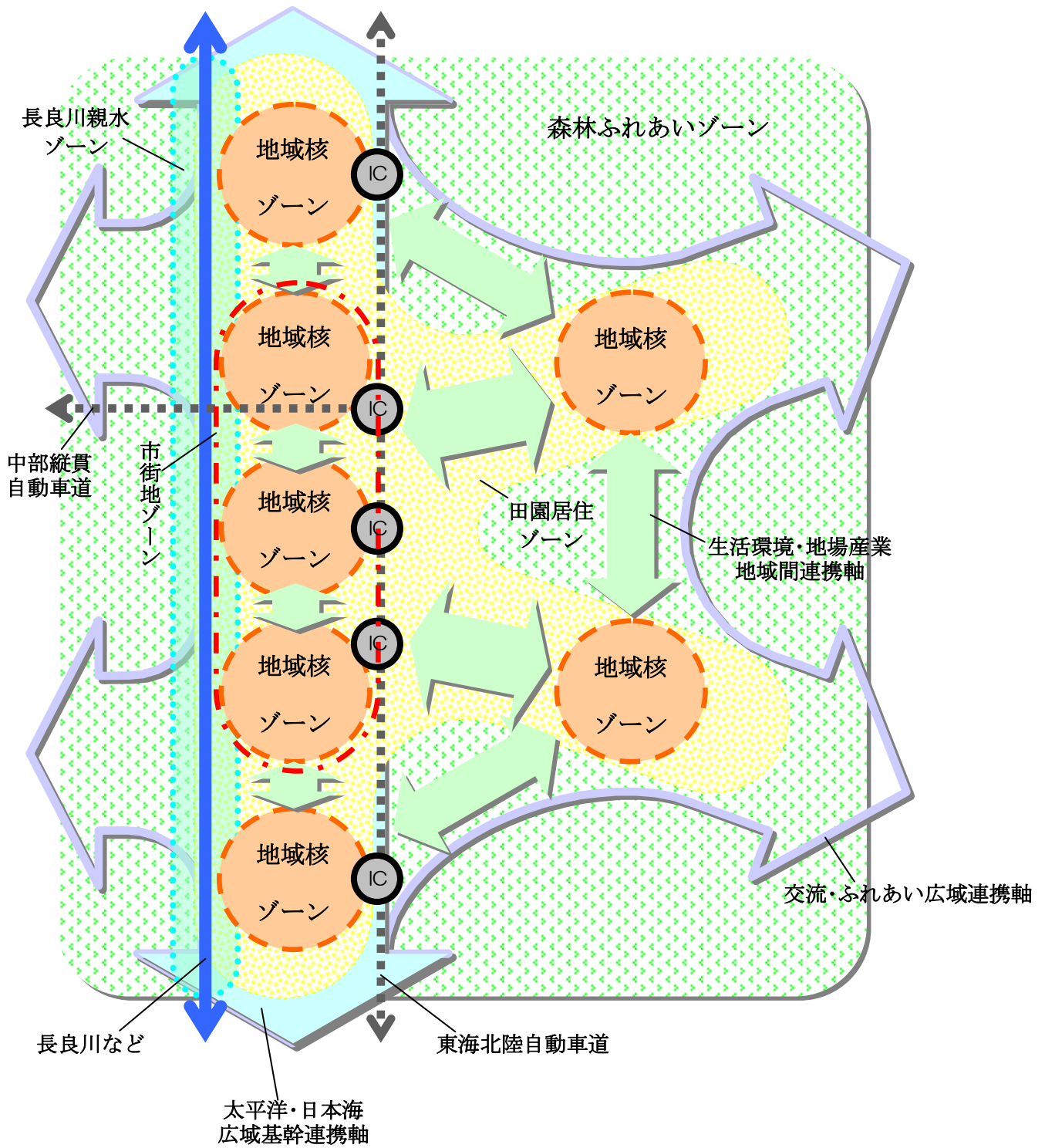
②交流・ふれあい広域連携軸

東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道や国道 156 号、国道 256 号、国道 472 号などの道路網の整備充実による新市周辺地域との連携を強化し、新市の各地域が有する自然や歴史文化など個性的な資源を活かした地域づくり、地域振興に努めます。

③生活環境・地場産業地域間連携軸

新市内の各地域を連携し、住民の日常生活における利便性の向上を図るとともに、自然・歴史資源や地域特性などを活かした地場産業の振興に努めます。

《都市構造概念図》





新市建設計画

第5章 新市の主要施策



第5章 新市の主要施策

5-1. 自然と共生した地域連携が盛んなまちづくり

1) 自然環境の保全

山林や湿原、河川など新市が有する豊かな自然に関しては、間伐事業、河川改修事業および湿原保護事業など環境保全に向けた取り組みの推進により、後世に継承していきます。

2) 高度情報化への対応

CATVの整備などを推進し、消費生活、安全、環境、教育、福祉など各種生活情報および地域産業情報などを大量かつ迅速に発信・提供することにより、生活の利便性や産業の効率性の向上を図ります。

また、新市の基幹産業の一つである交流産業との連携を図るなど、情報化拠点施設の整備・充実を推進し、新たなビジネスの創出に努めます。

3) 地域間交流の推進

安全かつ円滑な道路環境の形成に向け、濃飛横断自動車道、国道、主要地方道および一般県道の改良・整備を国や県に働きかけるとともに、主要な市道の整備を推進し、新市としての一体性の強化および周辺市町村と広域的な交流・連携の強化に努めます。

また、高齢化の進む新市においては、鉄道やバスなど公共交通関連施設の整備・充実により、広域的な交通および市内交通の利便性の向上に努め、安全・円滑な交通体系の確立を図ります。

施策項目	主 要 事 業
自然環境の保全	◎山林保育(山林保全)事業 ◎自然環境保全整備事業
高度情報化への対応	◎CATV 施設整備事業 ◎地域情報化施設整備事業
地域間交流の推進	◎公共道路改築事業(県事業) ◎公共特殊改良Ⅰ種事業(県事業) ◎公共緊急地方道路整備(A)事業(県事業) ◎県単道路改良事業(県事業) ◎県単地方特定道路整備(改良)事業(県事業) ◎県単福祉道路特別対策事業(県事業) ◎濃飛横断自動車道整備事業() ◎市道整備・改良事業 ◎鉄道・駅舎整備事業 ◎自主運行バスの拡充・バス利便性の向上

5-2. 地域資源を生かした活力あふれるまちづくり

1) 雇用の場・機会の創出

工業団地の整備などを推進するとともに、企業の誘致に向けた支援制度の創設を図るなど、地域産業の振興に向けた各種取り組みを推進することにより、雇用の場・機会の充実に努めます。

2) 地域ブランドの育成・振興

長良川鉄道の主な駅周辺の整備や商店街の店舗共同化などハード・ソフト両面から商業の活性化に向けた取り組みを推進し、賑わいある地域づくりを推進します。

また、農・林・水産物などを活かした『新たな特産品』の開発や既存の特産品の充実などに努め、交流産業との連携による地域の活性化を目指します。

3) 自然と共生した産業環境・居住環境の形成

清流長良川の源流を有し、市域の約90%を山林が占める新市において、自然と共生した産業や生活を展開するため、自然環境に配慮した基盤の整備(道路や下水など)や森林保全に努めるなど自然共生型社会の構築を図ります。また、鳥獣類から生活や産業を守る対策も同時に推進し、地域住民の安全な生活環境の形成および産業の効率化を目指します。

また、新市の基幹産業の一つである農林業に畜産業、漁業などを加えた各種の地域産業の連携・振興などにより、若者の働く場の確保を図り、定住化を促進します。

4) 交流による活力の創出

地域が持つ自然、歴史・文化などの特性を活かし、交流産業の充実に図ります。自然環境や歴史的な資源などを活かした研修施設やキャンプ場などの宿泊機能の充実、緑地や河川を活かした自然公園の整備、山や谷を歩き自然とふれあう遊歩道やトレッキングコースの整備充実に図るなど、市内各地の自然を計画的かつ総合的に整備・活用し、市内外の人と自然、歴史・文化の交流を促進します。また、癒しと安らぎを求め新市を訪れる都市市民や新市の住民などが、自然と共生し、ふれあうとともに、各地に湧き出る温泉を活用し保養のできる施設・環境の整備・充実に図ります。

5) 再生可能エネルギーの活用

新市が有する自然豊かな環境を守りつつ地域産業の振興を図るため、太陽光、水力、木質バイオマスなど様々な再生可能エネルギーの活用による新たな産業化に向けた取り組みを推進します。

施策項目	主 要 事 業
雇用の場・機会の創出	◎工業団地整備事業 ◎企業誘致支援制度の創設
地域ブランドの育成・振興	◎駅周辺整備事業 ◎共同店舗施設整備事業 ◎特産品開発事業
自然と共生した産業環境・居住環境の形成	◎農業農村整備事業(県事業) - 県営農村情報基盤整備事業 - 県営中山間地域総合整備事業 - 県営広域農道整備事業 - 県営市町村合併支援農道整備事業 - その他農業農村整備事業 ◎有害鳥獣対策事業 ◎土地改良事業 ◎公共林道開設事業(県事業) ◎ふるさと林道緊急整備事業(県事業) ◎林道整備・改良事業 ◎農道整備・改良事業 ◎ため池・用水路等整備・改良事業 ◎農業振興事業 ◎林業振興事業 ◎漁業振興事業 ◎畜産業振興事業
交流による活力の創出	◎交流産業振興拠点整備事業 ◎アクアパーク整備事業 ◎自然・歴史公園整備事業 ◎道の駅整備事業 ◎ウォーキングロード整備事業 ◎観光資源整備・開発事業 ◎観光施設周辺施設整備事業
再生可能エネルギーの活用	◎住宅用太陽光発電システム設置事業 ◎小水力発電施設整備事業 ◎木質バイオマス等森林資源活用事業

5-3. 支え合い助け合う健康・安心に暮らせるまちづくり

1) 生涯を通じた健康づくり

市民の身体的・精神的な健康の保持・増進にむけ、郡上市民病院をはじめ市内に点在する医療機関の整備・改善など施設の充実に努めます。

2) 総合的な福祉の展開

高齢化の進む新市においては、総合保健福祉センター、ディサービスセンター、特別養護老人ホームなど福祉拠点施設の整備充実に図るとともに、高齢者が安心して生活できる介護体制の確立に努めます。

また、障がい者(児)が安心して社会参加できるための支援施設・環境の充実に努めます。

3) 少子化への対応

保育園の建設や子供が安全に遊ぶことのできる公園の整備などハード面からの子育て支援とともに、子育てに係る支援制度の創設や地域ニーズにあった特別保育の充実により、若者が安心して子育てのできる生活環境を形成するなど、少子化対策関連施策の拡充に努めます。

施策項目	主 要 事 業
生涯を通じた健康づくり	◎郡上中央病院整備事業（現郡上市民病院） ◎地域医療体制整備事業
総合的な福祉の展開	◎保健・福祉施設整備事業 ◎特別養護老人ホーム郡上偕楽園整備事業 ◎高齢者福祉対策事業 ◎障がい者(児)施設整備事業
少子化への対応	◎子育て支援事業

5-4. 豊かな心と香り高い文化を育むひと・まちづくり

1) 新市を担う人・コミュニティづくり支援

①学校教育の充実

高度情報化社会および国際化社会などに適応した人材の育成には、年少期からの学校教育における対応が重要です。そのため、幼稚園及び小・中学校施設の整備充実を図るとともに、効率的な教育施設の配置を推進し、豊かで健やかな心をもつ生徒を育てます。また、専門学校などの高等教育機関の整備により若者の定住に努めます。

②生涯学習・スポーツの推進

地域住民が生涯にわたり楽しく気軽に学習やスポーツが出来る施設や広場、また研修や合宿などの出来る施設などの整備充実を図るとともに、市民全員が利用しやすい適正な配置に努めます。

③人材の育成・コミュニティの醸成

研修施設や合宿所等の施設の整備とともに、地域や青少年育成団体の活動の充実を図り、次世代を担うリーダーの育成や青少年の健全育成に努めます。また、公民館など地域のコミュニティ施設の整備充実を図るとともに、公民館活動などを通じた地域コミュニティの醸成を支援します。さらに、若者が専門的かつ高度な教育を受けられる高等教育機関の整備に努め、それらで得た知識・技術を活かした新規産業の創出や新たな企業の誘致を促進します。

2) 地域文化の継承と活用

長年地域に引き継がれてきた歴史や文化を次世代に継承していくため、地域住民が文化活動を行う施設および文化資源を保存・管理する施設の整備充実を図ります。またそれらの歴史・文化については、地域特有の資源として新市内外の人々に公開するなど積極的に交流活動への活用を図り、地域の活性化に努めます。さらに、現在も四季を通じ各地で催されている「おどり」、「スポーツ大会」、「音楽祭」などのイベントの充実を図ります。

施策項目	主 要 事 業
新市を担う人・コミュニティづくり支援	◎幼稚園等整備事業 ◎小・中学校施設改築整備事業 ◎学校設備等整備事業 ◎高等教育機関などの誘致 ◎生涯学習施設整備事業 ◎スポーツ施設・設備整備事業 ◎地域コミュニティ形成支援事業 ◎青少年健全育成事業
地域文化の継承と活用	◎文化施設・設備整備事業 ◎イベント開催事業

5-5. 安全・快適で美しく住みよいまちづくり

1) 自然と調和した生活環境の整備

循環型社会の形成に向け、廃棄物などの発生抑制を促進するとともに、資源の循環的な利用および適正な処理を確保し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される地域社会を構築します。そのため、一般廃棄物処理施設や新たなリサイクルセンターの整備を図るなど廃棄物の適正処理に向けた処分場の整備・充実に努めます。また、住民のニーズに適合した斎場(火葬場)の建設を図ります。

2) 市民の安全性の確保

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の対応や防災体制の強化を図り、豪雨や大雪、地震をはじめとした自然災害並びに火災や原子力災害などあらゆる災害から市民の生命及び財産を守るまちづくりを推進します。そのため、自然災害に関しては未然の防止に向けた取り組みが重要であり、間伐事業、河川改修事業および砂防関係事業など治水・治山にむけた総合的な対策を進めます。また、今後発生が懸念される南海トラフ地震に対応するため、学校施設及び地区集会所等公共的施設の耐震化を進めるとともに、木造住宅耐震診断や木造住宅耐震補強に対する支援を行います。

防災体制の強化を図るため、防災行政無線施設、消防無線機、備蓄倉庫および貯水槽の整備、およびポンプ車の確保などの消防・防災設備の整備を図るとともに、災害発生時に住民の安全を確保するため、自主防災組織の育成強化と防災拠点施設の整備に努めます。さらに、高齢者、障がい者および年少者などの交通弱者の安全性確保に向けた交通安全施設等の整備を推進します。

3) 快適な生活の確保

①質の高い住環境の整備

現代の多種多様化した住宅ニーズに対応した公営住宅の整備、住宅建設支援を推進し、若者などの定住化に努めます。その際、間伐事業などで創出する木材を活用した木造住宅の建築など新市の持つ豊かな自然環境と調和した住宅地の形成に努めます。また、住宅地内には公園・広場の適切な整備を推進し、希薄化しつつある地域コミュニティの醸成に努めるとともに、上水道の整備推進、家庭などから排出される下水の適正処理を図り環境衛生に努めるなど質の高い住環境を形成します。

②心地よいまちづくり

市民が生活する場や、市を訪れた人が交流・ふれあい活動などを行う空間については、地域の有する自然や歴史・文化などの特性を活かした計画的なまちづくりが必要です。そのため、各種調査の実施により新市の現状を把握した上で、地域の特性にあった手法を用い、「郡上らしい」景観の形成を図るなど、快適かつ安らぎのあるまちづくりを推進します。

施策項目	主 要 事 業
自然と調和した生活環境の整備	◎一般廃棄物処理施設整備事業 ◎地域埋立処分地施設等整備事業 ◎斎場(火葬場)整備事業
市民の安全性の確保	◎防災拠点施設整備事業 ◎防災行政無線施設整備事業 ◎消防無線機整備事業 ◎消防・防災設備整備事業 ◎小・中学校等耐震補強事業 ◎集会所（避難所）耐震補強事業 ◎交通安全対策施設整備事業 ◎水源森林総合整備事業(県事業) ◎地域防災対策総合治山事業(県事業) ◎内ヶ谷治水ダム建設事業(県事業) ◎公共広域河川改修事業(県事業) ◎山林保育(山林保全)事業（再掲） ◎公共砂防事業(県事業) ◎公共急傾斜地崩壊対策事業(県事業)
快適な生活の確保	◎身近な公園・緑地整備事業 ◎公営住宅整備・住宅建設支援事業 ◎生活排水処理施設整備事業 ◎水道施設整備事業 ◎市街地整備事業 ◎景観整備事業 ◎地籍調査事業

5-6. 健全で効率的な協働のまちづくり

1) 質の高い行政サービスの提供

住民が望み、これからの時代に適合した質の高い行政サービスの提供に向け、庁舎など公共施設の整備充実および適正配置に努めるとともに、適正な定員管理、および配置を推進し、効率的な行政組織体制を確立します。

2) 住民主体のまちづくり

今後のまちづくりにおいては、市民などが「住み」、「働き」、「学び」、「遊ぶ」空間をどのようにつくり上げていきたいか、住民自らの発議により考察していくことが重要です。そのため、まちづくりへの住民参加を促進するとともに、長期的には住民主導のまちづくりへの発展を促進していきます。また同時に女性の参画を推進します。

施策項目	主 要 事 業
質の高い行政サービスの提供	◎庁舎等公共施設整備事業 ◎行政情報ネットワーク構築事業 ◎行政事務処理システム統合事業 ◎人材管理・育成事業
住民主体のまちづくり	◎市民参加システム確立事業 ◎情報公開・個人情報保護制度確立事業 ◎男女共同参画推進事業



新市建設計画

第6章 新市における県事業



第6章 新市における県事業

新市における県事業

第5章で整理した新市の主要事業のうち、岐阜県が主体となって実施する事業について以下に再整理します。

県事業は、道路や河川・砂防・ダムなどの整備・改良、農山村や農林業施設の整備など基盤整備に関連する事業が多くなっています。

施策項目	主 要 事 業
地域間交流の推進	◎公共道路改築事業 ◎公共特殊改良Ⅰ種事業 ◎公共緊急地方道路整備(A)事業 ◎県単道路改良事業 ◎県単地方特定道路整備(改良)事業 ◎県単福祉道路特別対策事業
自然と共生した産業環境・ 居住環境の形成	◎農業農村整備事業 県営農村情報基盤整備事業 県営中山間地域総合整備事業 県営広域農道整備事業 県営市町村合併支援農道整備事業 その他農業農村整備事業 ◎公共林道開設事業 ◎ふるさと林道緊急整備事業
交流による活力の創出	◎アクアパーク整備事業
自然環境の保全と市民の安全性の確保	◎水源森林総合整備事業 ◎地域防災対策総合治山事業 ◎内ヶ谷治水ダム建設事業 ◎公共広域河川改修事業 ◎公共砂防事業 ◎公共急傾斜地崩壊対策事業



新市建設計画

第7章 公共的施設の適正配置と整備



第7章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備

新市の公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、財政事情などを考慮し、検討していきます。

また、統合整備に際しては、効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、既存施設の有効利用や相互利用などを考察するとともに、住民サービスの維持向上に向けた整備に努めます。



新市建設計画

第8章 財政計画



第8章 財政計画

財政計画

新市における財政計画は、平成16年度から平成30年度までの15年度間について、歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績等に基づく基本的な歳入・歳出に加えて、新市建設計画に基づく事業分、市民負担・サービス水準に関する調整方針に伴う財政影響分、合併に伴う経費節減分、国による財政支援分等を反映させるとともに、今後も健全に財政運営を行うことを基本に普通会計ベースで算定したものです。項目ごとの主な内容は次のとおりです。

【歳入】

(1) 地方税

現行制度を基本とし、合併協議における調整方針の結果を反映し推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んで推計しています。

(3) 分担金及び負担金

過去の実績等から郡上広域連合が歳入する各町村からの分担金を削除するとともに、合併協議における調整方針の結果を反映し推計しています。

(4) 使用料及び手数料

過去の実績等により算定し、新市建設計画に基づく新規施設等からの使用料等を加えて推計しています。

(5) 国庫支出金、県支出金

過去の実績等により算定し、新市建設計画に基づく事業の財源を反映し推計しています。

(6) 繰入金

年度間の財源の調整をするため、基金からの繰入を見込んで推計しています。

(7) 地方債

新市建設計画に基づく事業の実施に伴う合併特例債や通常債の発行分を見込んで推計しています。

【歳 出】

(1) 人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職職員数減、合併に伴う特別職職員数の減を見込んで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績等により算定し、新市建設計画に伴う事業分、合併による事務経費の削減効果を見込んで推計しています。

(3) 扶助費

過去の実績等に福祉事務所等の新市の新たな福祉サービス経費を加えるとともに、合併協議における調整方針の結果を反映し推計しています。

(4) 補助費等

過去の実績等から郡上広域連合への分担金を削除し算定するとともに、合併協議における調整方針の結果を反映し推計しています。

(5) 公債費

平成15年度までの地方債に係る償還予定額に、平成16年度以降の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて算定しています。

(6) 積立金

合併後の市町村振興のための基金造成による積立、基金利息収入の積立分等を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

国民健康保険特別会計、上下水道事業特別会計等への繰出を見込んで推計しています。

(8) 普通建設事業費

新市建設計画に伴う普通建設事業等を見込んで推計しています。

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
地 方 税	4,753	4,951	4,886	5,443	5,317	5,166	5,132	5,081	5,579	4,932
地 方 譲 与 税	477	546	721	364	351	330	321	313	293	274
利 子 割 交 付 金	45	26	18	23	23	20	18	17	12	14
配 当 割 交 付 金	7	10	18	20	8	6	8	8	9	8
株式等譲渡所得割交付金	7	16	15	13	3	3	2	2	2	1
地 方 消 費 税 交 付 金	492	454	474	468	431	448	447	437	430	404
ゴルフ場利用税交付金	29	25	29	40	37	38	35	31	27	28
自動車取得税交付金	218	202	205	195	173	102	91	70	99	81
地 方 特 例 交 付 金	150	144	126	39	69	82	111	97	16	16
普 通 交 付 税	10,905	11,329	11,368	11,461	11,777	12,035	12,727	12,660	13,154	11,887
特 別 交 付 税	1,062	1,048	931	834	885	1,009	1,035	1,024	1,024	613
交通安全対策特別交付金	10	10	10	9	7	7	7	7	7	7
分 担 金 及 び 負 担 金	177	171	159	170	152	155	157	168	161	150
使 用 料 及 び 手 数 料	751	766	750	753	722	694	605	582	543	534
国 庫 支 出 金	2,280	1,979	1,441	1,830	2,580	3,662	3,072	2,750	2,258	2,546
県 支 出 金	2,140	2,351	1,885	1,888	1,368	1,394	1,592	1,482	1,549	1,475
財 産 収 入	529	307	343	303	266	256	170	165	211	99
寄 附 金	21	3	11	31	81	41	33	12	19	0
繰 入 金	749	320	60	296	564	597	215	511	904	456
繰 越 金	1,533	1,137	1,148	1,164	1,147	1,906	890	999	1,005	1,061
諸 収 入	917	1,630	825	693	766	636	717	576	590	488
地 方 債	6,427	6,182	4,630	3,835	3,150	3,342	3,875	4,233	3,397	3,736
合 計	33,679	33,607	30,050	29,869	29,878	31,929	31,263	31,225	31,289	28,810

※百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

【歳入】

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地 方 税	5,160	4,980	4,950	4,920	4,860
地 方 譲 与 税	300	300	300	300	300
利 子 割 交 付 金	10	10	10	10	10
配 当 割 交 付 金	10	10	10	10	10
株式等譲渡所得割交付金	0	0	0	0	0
地 方 消 費 税 交 付 金	670	760	840	840	840
ゴルフ場利用税交付金	30	30	30	30	30
自 動 車 取 得 税 交 付 金	100	100	100	100	100
地 方 特 例 交 付 金	30	30	30	30	30
普 通 交 付 税	12,270	11,810	10,740	10,050	9,290
特 別 交 付 税	670	540	540	540	540
交通安全対策特別交付金	10	10	10	10	10
分 担 金 及 び 負 担 金	150	150	150	150	150
使 用 料 及 び 手 数 料	540	540	540	540	540
国 庫 支 出 金	1,820	1,820	1,820	1,820	1,820
県 支 出 金	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
財 産 収 入	90	90	90	90	90
寄 附 金	10	10	10	10	10
繰 入 金					
諸 収 入	500	500	500	500	500
地 方 債	3,050	3,020	2,980	2,950	2,910
臨時財政対策債抑制額	△ 300	△ 300			
繰 越 金	720	1,200	1,600	1,600	1,140
合 計	27,280	27,050	26,690	25,940	24,620

【歳 出】

(単位: 百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
人 件 費	5,488	5,271	5,031	5,272	4,830	4,739	4,586	4,497	4,586	4,401
物 件 費	4,072	4,047	3,926	3,825	3,640	3,767	3,484	3,533	3,552	3,773
維 持 補 修 費	449	766	196	310	221	607	486	432	504	204
扶 助 費	1,709	1,793	1,756	1,866	2,010	2,175	2,742	2,840	2,816	2,831
補 助 費 等	1,924	2,019	1,739	1,584	1,672	2,554	2,061	1,779	2,013	1,910
公 債 費	5,264	5,509	5,823	6,155	6,094	5,931	6,203	5,821	6,662	5,509
積 立 金	12	710	637	38	887	575	966	645	936	41
投資及び出資金・貸付金	332	252	278	314	300	221	246	246	243	254
繰 出 金	2,906	3,313	3,287	3,690	4,182	4,431	3,813	3,561	3,662	3,587
普 通 建 設 事 業 費	9,664	8,106	5,865	5,580	4,128	5,889	5,518	6,136	4,854	5,380
災 害 復 旧 事 業 費	721	675	347	87	7	150	158	730	400	151
合 計	32,541	32,460	28,886	28,722	27,972	31,039	30,264	30,220	30,228	28,041

※百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

【歳 出】

(単位：百万円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
人 件 費	4,360	4,320	4,170	4,040	3,910
物 件 費	3,780	3,720	3,660	3,600	3,540
維 持 補 修 費	300	300	300	300	300
扶 助 費	2,720	2,730	2,730	2,730	2,710
補 助 費 等	2,120	2,100	2,080	2,060	2,040
公 債 費	5,630	5,210	5,070	4,940	4,690
う ち 繰 上 償 還	300				
積 立 金	20	20	10	10	10
投資及び出資金・貸付金	220	220	220	220	230
繰 出 金	3,000	2,900	2,920	2,970	2,990
普 通 建 設 事 業 費	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920
災 害 復 旧 事 業 費	10	10	10	10	10
合 計	26,080	25,450	25,090	24,800	24,350

新市建設計画

平成25年12月20日 改訂

郡上市 市長公室 企画課